

全銀システムの稼働時間拡大にともなう振込規定の改定についてお知らせ

当行では、平成 30 年 10 月 9 日（火）から全銀システムの稼働時間が拡大されることにもない、当日扱のお振込の取扱時間を延長いたします。

つきましては、下記のとおり「振込規定」を改定し、改定日以降のお振込につきましては、改定後の規定により取扱いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

記

【改定日】

平成 30 年 10 月 9 日（火）

【改定内容】

改定前	改定後
<p>4.（振込通知の発信）</p> <p>(1)振込契約が成立したときは、当行は、依頼内容にもとづいて、振込先の金融機関あてに次により振込通知を発信します。</p> <p>①電信扱いの場合には、依頼日当日に振込通知を発信します。ただし、窓口営業時間終了間際、振込事務の繁忙日等やむをえない事由がある場合には、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することがあります。</p> <p>②文書扱いの場合には、依頼日以後 3 営業日以内に振込通知を発信します。</p> <p>(2)窓口営業時間終了後および銀行休業日に振込機による振込の依頼を受付けた場合には、前項の規定にかかわらず、<u>依頼日の翌営業日に振込通知を発信します。</u></p>	<p>4.（振込通知の発信）</p> <p>(1)振込契約が成立したときは、当行は、依頼内容にもとづいて、振込先の金融機関あてに次により振込通知を発信します。</p> <p>①電信扱いの場合には、依頼日当日に振込通知を発信します。ただし、窓口営業時間終了間際、振込事務の繁忙日等やむをえない事由がある場合には、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することがあります。</p> <p>②文書扱いの場合には、依頼日以後 3 営業日以内に振込通知を発信します。</p> <p>(2)窓口営業時間終了後および銀行休業日に<u>当行所定の振込機</u>による振込の依頼を受付けた場合には、前項の規定にかかわらず、<u>依頼日当日に振込通知を発信します。ただし、振込先の金融機関の状況等により、依頼日の翌営業日に振込通知を発信することがあります。</u></p>

（下線部を改定）

以 上